

契約手続きに係る不正行為等防止約款

(総則)

第1条 成田国際空港株式会社（以下「甲」という。）及び契約参加資格登録申請者（以下「乙」という。乙が契約に至った場合を含む。）は、法令及び甲が定める諸規程を遵守し、契約手続きに係る不正行為及び反社会的勢力に関与する取引を防止するため、この約款に定める事項について、誠実にこれを履行しなければならない。

2 乙は、この約款を遵守することを誓約したうえで、契約参加資格登録申請書を甲に提出するものとする。

(不正行為の禁止等)

第2条 乙及び乙の構成員は、次の各号に掲げる行為を一切行わないものとする。

- 一 刑法第96条の6第1項に規定する競売入札妨害若しくは同条第2項に規定する談合又は成田国際空港株式会社法第19条第1項に規定する賄賂の供与等(オ)
 - 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に規定する私的独占若しくは不当な取引制限又は同法第19条に規定する不正な取引方法
 - 三 前二号に掲げる行為を行う目的で、甲の役員又は社員と接触すること
 - 四 正当な理由なく頻繁に甲の役員又は社員に乙との取引を働きかけること
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、法令及び甲が定める諸規程に違反するなど、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当と認められる行為
- 2 乙及び乙の構成員は、不正又は不誠実な行為のある事実を知ったときは、甲に直ちに届け出るものとする。
- 3 乙は、甲が定める再就職に関する規制に反して、甲の役員又は社員であった者を受け入れないものとする。
- 4 甲の役員又は社員は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第2条第5項に規定する入札談合等関与行為を一切行わないものとする。
- 5 甲及び乙は、自社（自社の役員若しくは自社の親会社等を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他の反社会的勢力に過去5年の間に関与していないことを表明しこれを保証するものとする。

(不正行為に対する措置)

第3条 甲は、乙が前条第1項、第2項又は第3項に違反したと認める場合は、甲が定める諸規程に基づき取引停止の措置又は契約参加資格の取消しの措置を行うものとする。

- 2 甲は、乙が前条第1項第1号又は第2号に違反したと認める場合は、乙と締結する契約書に基づき、契約の解除又は違約金の請求を行うものとする。
- 3 甲は、前条第4項に違反したものとして、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法第3条第1項又は第2項に基づく求めがあったときは、同法に基づき調査等必要な措置を行うものとする。
- 4 甲及び乙は、相手方が前条第5項に反し、反社会的勢力に関与したと合理的に判断した場合は、契約を解除することができる。

(情報の公表)

第4条 甲は、契約手続きの透明性を確保するため、必要な情報を適切な方法で公表するものとする。

(調査等への協力)

第5条 第2条に規定する不正行為の疑いがあると甲が認めるときは、乙は、甲の要請に基づき、ヒアリング、資料の提出等に協力するものとする。

(有効期間)

第6条 この約款の有効期間は、契約参加資格登録申請書を提出した日から甲が認定する契約参加資格の有効期限までとする。

(提出書類の真正性)

第7条 乙から提出される契約にかかる一切の書類において、押印を省略した場合であっても、乙から提出されたものとみなす。